

令和2年3月6日

保護者の皆様

旭川市長 西川 将人
(子育て支援部こども育成課担当)

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るお願いについて

日頃から、本市子育て支援施策の推進にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

本市では、市内保育施設での感染が確認されたことを受け、子どもたちを新型コロナウイルス感染症の感染リスクから守ること及び感染拡大防止のため、保護者の皆様及び施設の皆様のご協力のもと、令和2年2月28日（金）から3月7日（土）までを、登園回避要請期間とさせていただきます。

要請としての登園回避は3月7日までといたしますが、本市を含め道内では感染者がさらに増加し、北海道知事が「新型コロナウイルス緊急事態宣言」を発表するなど、感染拡大を防ぐための取組が引き続き必要な状況となっております。

こうした状況を踏まえ、市内保育施設等における集団感染発生の防止と感染拡大抑制のため、各ご家庭の皆様には、ご負担をおかけすることとなりますが、次の内容につきまして、何卒ご理解、ご協力をお願いいたします。

1 ご家庭でご協力いただきたいこと

- ・施設は通常どおり開園していますが、子どもたちを感染症のリスクから守るため、当面は、家庭でお子さんを保育できる場合は、可能な範囲で家庭での保育にご協力をお願いいたします。
- ・ご家庭でもご家族そろって咳エチケット、手洗い・うがいの励行等の感染症予防や、お子さんの健康観察に努めてください。
- ・登園前にお子さんの体温を測定し、発熱等の風邪症状がみられたら、登園を避けてください。

2 休園とする場合等の判断基準について

- ・園内の職員及び利用児童に、新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合は、公衆衛生対策の観点から、臨時休園とさせていただきます。
- ・利用児童や保護者（他の同居家族含む）に、濃厚接触者が発生した場合は、保健所の健康観察期間が終了するまでは、登園自粛をお願いさせていただきます。

3 各施設が主催する行事等について

- ・各種行事等の実施にあたっては、規模の縮小、時間短縮、参加者の限定など感染拡大防止対策の徹底と感染予防に十分配慮するよう施設に通知しております。

4 保育料について

- ・登園回避要請期間に係る保育料の取り扱いについては、現在、国に確認中ですので、詳細が分かり次第、施設を通じご連絡いたします。

【問合せ先】旭川市子育て支援部こども育成課（0166-25-9844, 25-9845）